

消防設備設置基準表

は特定防火対象物		防火管理者及び消防用設備等の種類	防火管理者	防火対象物点検	消防設備点検	消 火 設 備												防火対象物														
		令34条	総合操作盤	令1条の2	令4条の2の2	法17条の3の3	令第10条・規第7条	令第11条				令第12条				令第13～18条				令第19条	令第20条	防火対象物 (令別表一)										
			平成16年5月31日 消防庁告示第7号 消防庁告示第8号 消防庁告示第93号	取容人員 令1条の2	取容人員 令4条の2の2	点検期間	消防へ 結果報告	消火器具		屋内消火栓設備		スプリンクラー設備				水噴霧消火設備等				屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備		パッケージ型消火設備		パッケージ型自動消火設備				防火対象物 (令別表一)			
								一般	少量危険物等	一般	地階又は階以上	消火栓の種類	指定可燃物等	一般	地階又は無窓階	4階以上の階	11階以上の階	指定可燃物等	一般	指定可燃物等	一般	動力消防ポンプ設備	一般	4階以上の階	一般	地階又は無窓階	4階以上の階	11階以上の階		11階以上の階		
(一)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場						全部	全部	延べ面積500㎡以上 (1000 [1500])	床面積100㎡以上 (200 [300])																				イ	
	ロ	公会堂、集会場						延べ面積150㎡以上	延べ面積50㎡以上																						ロ	
(二)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの種類						全部	全部																						イ	
	ロ	遊技場、ダンスホール						全部	全部																							ロ
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの						全部	全部																							ハ
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を備え(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの						全部	全部																							ニ
(三)	イ	符合、料理店、その他これらに類するもの						150	*1																							イ
	ロ	飲食店						50																								ロ
(四)	イ	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場						150																								イ
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの						50																								イ
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅						50																								ロ
(六)	イ	(1)20床以上の療養病床又は一般病床を有する病院 (2)24人以上の患者の入院施設を有する診療所 (3)イ(1)(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所 (4)無床診療所、無床助産所						30																								イ
	ロ	(1)老人短期入所施設 (2)看護施設 (3)乳児院 (4)障害児入所施設 (5)障害者支援施設等						10																								ロ
	ハ	(1)～(5)主に通所の社会福祉施設等						30																								ハ
	ニ	幼稚園又は特別支援学校						150																								ニ
(七)	イ	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校の類						50																								イ
(八)	イ	図書館、博物館、美術館の類						300																								イ
(九)	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類						30																								イ
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場						300																								ロ
(十)	イ	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場						50																								イ
(十一)	イ	神社、寺院、教会、その他これらに類するもの						300																								イ
(十二)	イ	工場、作業場						700 (1400) [2100]																								イ
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ						700 (1400) [2100]																								ロ
	イ	自動車車庫、駐車場						700 (1400) [2100]																								イ
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫						700 (1400) [2100]																								ロ
(十三)	イ	倉庫						700 (1400) [2100]																								イ
(十四)	イ	前各項に該当しない事業場						700 (1400) [2100]																								イ
(十五)	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物						10	*1																							イ
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物						50	*2																							ロ
(十六)	イ	地下街						10																								イ
(十七)	イ	重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物						50																								イ
(十八)	イ	延長50メートル以上のアーケード						50																								イ
(十九)	イ	市町村長の指定する山林						50																								イ
(二十)	イ	総務省令で定める舟車(規5条)						50																								イ
(二十一)	イ	一般住宅						50																								イ
(二十二)	イ	五)口に含まれないもの 戸建含む						50																								イ

※建築物の地階(十六の二)項に掲げるものを各階を除くで連続して地下道に面して設けられたもの、当該地下道とを合わせたもの(特定用途に供される部分存するものに限る。)

①開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分(一)項から(十五)項の防火対象物とみなす。(令9条)

②令別表一(十六)項の防火対象物の部分で同表の(一)項から(十五)項の防火対象物が存するものについては延焼防止に供される、それぞれ独立した防火対象物とみなされる。ただし、令2条1項3号及び10号から12号まで、21条1項3号、7号、10号及び14号、21条の2 1項5号、22条1項6号及び7号、24条2項2号並びに3項2号及び3号、25条1項5号並びに26条を除く。(令9条)

③令別表一(二)項イ(四)項まで、(五)項イ、(六)項(九)項イ又は(十六)項イに掲げる防火対象物の地階で、同表(十六の二)項に掲げる防火対象物と一体をなすものとして消防長又は消防署長が指定したものは、令2条1項6号、21条1項3号、21条の2 1項1号及び24条3項1号の規定の適用については同表(十六の二)項に掲げる防火対象物であるものとみなす。(令9条)

▼: 省令40号により緩和を受けられるものがあります。(資料裏面右を参照)

◆: 資料裏面最右を参照。

※1 以上の防火対象物のうち、消防署又は消防長が必要と認めなければならないもの(一)項から(四)項まで(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十六)項イに掲げる防火対象物で地階を除く階数が5以上のものを除く。)

※2 消防長又は消防署長が火災予防上必要と認められるもの。

※3 基準面積(規第13条の5の2)の面積を除く階数が5以上のものを除く。)

※4 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※5 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※6 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※7 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※8 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※9 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※10 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※11 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※12 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※13 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※14 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※15 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※16 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※17 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※18 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※19 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※20 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※21 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※22 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※23 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※24 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※25 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※26 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※27 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※28 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※29 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※30 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※31 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※32 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※33 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※34 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※35 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※36 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※37 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※38 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※39 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※40 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※41 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※42 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※43 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※44 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※45 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※46 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※47 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※48 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※49 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※50 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※51 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※52 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※53 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※54 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※55 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※56 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※57 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※58 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※59 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※60 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※61 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※62 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※63 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※64 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※65 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※66 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※67 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※68 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※69 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※70 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※71 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※72 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※73 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※74 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※75 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※76 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※77 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※78 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※79 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※80 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※81 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※82 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※83 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※84 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※85 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※86 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※87 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※88 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※89 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※90 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※91 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※92 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※93 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※94 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※95 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※96 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※97 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※98 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※99 消防署長が指定するもの(令4条の2)

※100 消防署長が指定するもの(令4条の2)

